

令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定について

R4.2.7

1 概要

- 国民健康保険制度改革により、平成30年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担っています。
- この制度では、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金(※)を算定し、市町村は県から示された納付金を納める仕組みとなっています。
- 今回、国のガイドラインに基づき、令和4年度の納付金の算定を行いました。

※ 納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるもので、被保険者が市町村に納める保険料とは異なるものです。

2 令和4年度の納付金

- 一人あたり納付金額は、令和3年度と比較して3.5%、4,502円増の133,121円となり、前年度と比べて25団体で増加し、2団体で減少しました。
(別紙1)
- 納付金総額は、令和3年度と比較して▲0.6%、約1億5千万円減の約237億3千万円となり、前年度と比べて7団体で増加し、20団体で減少しました。
(別紙2)

3 調整措置

- 納付金の仕組みの導入に伴い、被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、平成30年度から納付金の調整措置を行っています。
- 調整措置は、制度改正前の平成28年度の一人あたり納付金相当額と国のガイドラインにより算定した調整措置前の一人あたり納付金額を比較し、県平均の増加率を超える市町村に対して県が国と県の公費を充てるものです。
- 令和4年度の納付金額については、県平均の増加率を超えた12団体に対して、合計で約1億9千万円の調整措置を実施することとして算定しました。(別紙3)

4 県・市町村の役割

- 県は、市町村ごとに決定した納付金を徴収し、保険給付に要する費用の全額を市町村に支払います。
- 市町村は、納付金の支払いや保健事業等の実施に必要な財源を賄うため、保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。

一人あたり納付金額の比較（令和4年度－令和3年度）

市町村名	令和3年度 一人あたり 納付金額	令和4年度 一人あたり 納付金額	増減額	増減率
甲 府 市	127,214 円	130,538 円	+ 3,324 円	+ 2.6 %
富 士 吉 田 市	135,759 円	143,057 円	+ 7,298 円	+ 5.4 %
都 留 市	123,564 円	132,499 円	+ 8,935 円	+ 7.2 %
山 梨 市	136,940 円	143,152 円	+ 6,212 円	+ 4.5 %
大 月 市	123,846 円	126,434 円	+ 2,588 円	+ 2.1 %
韮 崎 市	119,676 円	125,638 円	+ 5,962 円	+ 5.0 %
南アルプス市	125,951 円	131,023 円	+ 5,072 円	+ 4.0 %
北 杜 市	112,899 円	118,468 円	+ 5,569 円	+ 4.9 %
甲 斐 市	123,722 円	127,397 円	+ 3,675 円	+ 3.0 %
笛 吹 市	136,721 円	140,860 円	+ 4,139 円	+ 3.0 %
上 野 原 市	136,139 円	138,016 円	+ 1,877 円	+ 1.4 %
甲 州 市	131,441 円	139,094 円	+ 7,653 円	+ 5.8 %
中 央 市	125,262 円	130,204 円	+ 4,942 円	+ 3.9 %
早 川 町	121,767 円	117,228 円	▲ 4,539 円	▲ 3.7 %
身 延 町	138,941 円	140,557 円	+ 1,616 円	+ 1.2 %
南 部 町	126,099 円	130,920 円	+ 4,821 円	+ 3.8 %
昭 和 町	145,936 円	150,281 円	+ 4,345 円	+ 3.0 %
道 志 村	134,338 円	137,435 円	+ 3,097 円	+ 2.3 %
西 桂 町	106,981 円	116,994 円	+ 10,013 円	+ 9.4 %
忍 野 村	135,372 円	139,766 円	+ 4,394 円	+ 3.2 %
山 中 湖 村	152,134 円	146,145 円	▲ 5,989 円	▲ 3.9 %
鳴 沢 村	125,341 円	135,149 円	+ 9,808 円	+ 7.8 %
小 菅 村	124,294 円	130,071 円	+ 5,777 円	+ 4.6 %
丹 波 山 村	101,066 円	110,280 円	+ 9,214 円	+ 9.1 %
富士河口湖町	141,930 円	144,323 円	+ 2,393 円	+ 1.7 %
市 川 三 郷 町	122,528 円	125,281 円	+ 2,753 円	+ 2.2 %
富 士 川 町	129,737 円	133,715 円	+ 3,978 円	+ 3.1 %
県 平 均	128,619 円	133,121 円	+ 4,502 円	+ 3.5 %

増加 25 団体
減少 2 団体

納付金総額の比較（令和4年度－令和3年度）

市町村名	令和3年度 納付金総額	令和4年度 納付金総額	増減額	増減率
甲 府 市	5,090,959,216 円	5,015,659,209 円	▲ 75,300,007 円	▲ 1.5 %
富 士 吉 田 市	1,437,420,923 円	1,390,372,355 円	▲ 47,048,568 円	▲ 3.3 %
都 留 市	780,553,623 円	778,696,704 円	▲ 1,856,919 円	▲ 0.2 %
山 梨 市	1,160,564,529 円	1,149,078,650 円	▲ 11,485,879 円	▲ 1.0 %
大 月 市	662,700,655 円	662,515,842 円	▲ 184,813 円	▲ 0.0 %
韭 崎 市	768,083,366 円	765,259,644 円	▲ 2,823,722 円	▲ 0.4 %
南アルプス市	1,904,637,281 円	1,940,584,844 円	+ 35,947,563 円	+ 1.9 %
北 杜 市	1,534,295,581 円	1,589,479,222 円	+ 55,183,641 円	+ 3.6 %
甲 斐 市	1,896,907,511 円	1,870,691,216 円	▲ 26,216,295 円	▲ 1.4 %
笛 吹 市	2,269,982,271 円	2,254,745,468 円	▲ 15,236,803 円	▲ 0.7 %
上 野 原 市	729,707,352 円	737,969,581 円	+ 8,262,229 円	+ 1.1 %
甲 州 市	1,144,455,885 円	1,168,114,047 円	+ 23,658,162 円	+ 2.1 %
中 央 市	819,336,597 円	790,727,672 円	▲ 28,608,925 円	▲ 3.5 %
早 川 町	30,928,818 円	25,790,122 円	▲ 5,138,696 円	▲ 16.6 %
身 延 町	400,149,518 円	381,753,887 円	▲ 18,395,631 円	▲ 4.6 %
南 部 町	218,277,408 円	210,126,245 円	▲ 8,151,163 円	▲ 3.7 %
昭 和 町	556,015,225 円	566,409,804 円	+ 10,394,579 円	+ 1.9 %
道 志 村	64,750,727 円	57,860,227 円	▲ 6,890,500 円	▲ 10.6 %
西 桂 町	98,743,626 円	93,946,438 円	▲ 4,797,188 円	▲ 4.9 %
忍 野 村	206,442,936 円	206,155,453 円	▲ 287,483 円	▲ 0.1 %
山 中 湖 村	275,970,596 円	259,699,120 円	▲ 16,271,476 円	▲ 5.9 %
鳴 沢 村	114,937,956 円	112,443,578 円	▲ 2,494,378 円	▲ 2.2 %
小 菅 村	27,095,995 円	26,924,647 円	▲ 171,348 円	▲ 0.6 %
丹 波 山 村	16,574,762 円	16,762,560 円	+ 187,798 円	+ 1.1 %
富士河口湖町	831,711,384 円	821,199,190 円	▲ 10,512,194 円	▲ 1.3 %
市 川 三 郷 町	439,752,065 円	433,221,158 円	▲ 6,530,907 円	▲ 1.5 %
富 士 川 町	408,022,261 円	413,714,032 円	+ 5,691,771 円	+ 1.4 %
県 合 計	23,888,978,067 円	23,739,900,915 円	▲ 149,077,152 円	▲ 0.6 %

増加 7 団体
減少 20 団体

(内訳)

医療分	16,372,051,896	16,294,586,617	▲ 77,465,279	▲ 0.5 %
後期高齢者支援金分	5,518,809,251	5,428,614,446	▲ 90,194,805	▲ 1.6 %
介護納付金分	1,998,116,920	2,016,699,852	18,582,932	+ 0.9 %

調整措置（一人あたり納付金額の調整）

市町村名	平成28年度 一人あたり 納付金額	令和4年度 一人あたり 納付金額	増減率 (1年あたり)	令和4年度 一人あたり 納付金額	令和4年度 調整措置額	
	旧制度	調整措置前		調整措置後	一人あたり 調整額	調整総額
甲 府 市	127,637 円	130,538 円	+ 0.5 %	130,538 円	0 円	0 円
富 士 吉 田 市	132,472 円	146,122 円	+ 2.0 %	143,057 円	▲ 3,065 円	▲ 29,788,735 円
都 留 市	140,048 円	132,499 円	▲ 1.1 %	132,499 円	0 円	0 円
山 梨 市	138,343 円	143,228 円	+ 0.7 %	143,152 円	▲ 76 円	▲ 610,052 円
大 月 市	139,316 円	126,434 円	▲ 1.9 %	126,434 円	0 円	0 円
韮 崎 市	120,184 円	126,342 円	+ 1.0 %	125,638 円	▲ 704 円	▲ 4,288,064 円
南アルプス市	123,064 円	132,932 円	+ 1.6 %	131,023 円	▲ 1,909 円	▲ 28,274,199 円
北 杜 市	116,889 円	118,468 円	+ 0.3 %	118,468 円	0 円	0 円
甲 斐 市	126,670 円	127,397 円	+ 0.1 %	127,397 円	0 円	0 円
笛 吹 市	130,579 円	143,802 円	+ 1.9 %	140,860 円	▲ 2,942 円	▲ 47,092,594 円
上 野 原 市	134,858 円	138,016 円	+ 0.5 %	138,016 円	0 円	0 円
甲 州 市	124,070 円	144,519 円	+ 3.1 %	139,094 円	▲ 5,425 円	▲ 45,559,150 円
中 央 市	118,818 円	133,898 円	+ 2.4 %	130,204 円	▲ 3,694 円	▲ 22,433,662 円
早 川 町	121,073 円	117,228 円	▲ 0.6 %	117,228 円	0 円	0 円
身 延 町	148,082 円	140,557 円	▲ 1.0 %	140,557 円	0 円	0 円
南 部 町	155,450 円	130,920 円	▲ 3.4 %	130,920 円	0 円	0 円
昭 和 町	143,650 円	151,180 円	+ 1.0 %	150,281 円	▲ 899 円	▲ 3,388,331 円
道 志 村	150,147 円	137,435 円	▲ 1.8 %	137,435 円	0 円	0 円
西 桂 町	137,979 円	116,994 円	▲ 3.2 %	116,994 円	0 円	0 円
忍 野 村	130,561 円	142,171 円	+ 1.7 %	139,766 円	▲ 2,405 円	▲ 3,547,375 円
山 中 湖 村	156,340 円	146,145 円	▲ 1.3 %	146,145 円	0 円	0 円
鳴 沢 村	164,436 円	135,149 円	▲ 3.8 %	135,149 円	0 円	0 円
小 菅 村	114,775 円	135,787 円	+ 3.4 %	130,071 円	▲ 5,716 円	▲ 1,183,212 円
丹 波 山 村	85,970 円	120,988 円	+ 7.1 %	110,280 円	▲ 10,708 円	▲ 1,627,616 円
富士河口湖町	144,160 円	144,323 円	+ 0.0 %	144,323 円	0 円	0 円
市 川 三 郷 町	119,686 円	126,065 円	+ 1.0 %	125,281 円	▲ 784 円	▲ 2,711,072 円
富 士 川 町	142,906 円	133,715 円	▲ 1.3 %	133,715 円	0 円	0 円
県 平 均	129,820 円	134,189 円	+ 0.7 %	133,121 円	▲ 1,068 円	▲ 190,504,062 円

増加 17 団体
減少 10 団体
調整措置対象 12 団体

調整措置総額		190,504,062 円
財源	国公費	99,985,000 円
	県公費	90,519,062 円
	合 計	190,504,062 円

令和4年度 標準保険料率

参考資料

● 都道府県標準保険料率（各都道府県を比較する際に参考とするもの：α1）

	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
山梨県	6.37	-	38,953	-	2.46	-	14,600	-	2.24	-	16,292	-

● 市町村標準保険料率（各市町村を比較する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	5.92	-	25,859	17,493	2.45	-	10,481	7,090	2.27	-	11,863	6,071
富士吉田市	7.23	-	31,554	21,346	2.38	-	10,178	6,885	2.15	-	11,217	5,740
都留市	5.59	-	24,417	16,518	2.40	-	10,252	6,936	2.25	-	11,713	5,994
山梨市	6.64	-	29,015	19,629	2.42	-	10,336	6,992	2.23	-	11,646	5,960
大月市	5.84	-	25,491	17,245	2.42	-	10,325	6,985	2.21	-	11,545	5,908
韮崎市	6.88	-	30,024	20,311	2.42	-	10,316	6,979	2.20	-	11,467	5,868
南アルプス市	6.17	-	26,930	18,218	2.34	-	9,978	6,750	2.07	-	10,819	5,537
北杜市	5.60	-	24,432	16,528	2.44	-	10,414	7,045	2.26	-	11,800	6,039
甲斐市	6.06	-	26,451	17,894	2.42	-	10,351	7,002	2.26	-	11,781	6,029
笛吹市	6.58	-	28,728	19,435	2.35	-	10,015	6,775	2.05	-	10,705	5,478
上野原市	6.36	-	27,773	18,788	2.41	-	10,298	6,966	2.21	-	11,524	5,898
甲州市	6.69	-	29,201	19,755	2.16	-	9,232	6,245	1.98	-	10,347	5,295
中央市	6.17	-	26,936	18,222	2.30	-	9,805	6,633	2.05	-	10,716	5,484
早川町	6.01	-	26,234	17,747	2.44	-	10,414	7,045	2.28	-	11,874	6,077
身延町	6.26	-	27,314	18,478	2.40	-	10,242	6,929	2.20	-	11,481	5,876
南部町	6.54	-	28,577	19,332	2.41	-	10,277	6,953	2.25	-	11,712	5,994
昭和町	6.60	-	28,836	19,508	2.39	-	10,212	6,909	2.18	-	11,366	5,817
道志村	6.11	-	26,699	18,062	2.41	-	10,281	6,955	2.26	-	11,764	6,021
西桂町	5.25	-	22,928	15,511	2.43	-	10,384	7,025	2.26	-	11,769	6,023
忍野村	6.50	-	28,401	19,213	2.35	-	10,046	6,796	2.04	-	10,659	5,455
山中湖村	6.83	-	29,820	20,173	2.50	-	10,673	7,220	2.32	-	12,109	6,197
鳴沢村	6.39	-	27,899	18,874	2.34	-	9,978	6,750	2.19	-	11,420	5,844
小菅村	5.72	-	24,961	16,886	2.08	-	8,899	6,020	2.10	-	10,943	5,600
丹波山村	5.82	-	25,413	17,192	2.22	-	9,467	6,404	2.04	-	10,662	5,457
富士河口湖町	5.96	-	26,038	17,615	2.44	-	10,427	7,054	2.27	-	11,854	6,066
市川三郷町	6.58	-	28,754	19,452	2.44	-	10,420	7,049	2.14	-	11,174	5,718
富士川町	7.13	-	31,131	21,060	2.39	-	10,216	6,911	2.22	-	11,583	5,928

● 市町村の算定基準に基づく保険料率（各市町村で保険料率を検討する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	6.44	0	25,528	16,482	2.57	0	10,323	6,665	2.33	0	11,738	5,909
富士吉田市	8.56	0	26,313	21,722	2.81	0	8,849	6,689	2.15	0	11,369	6,414
都留市	5.71	0	22,837	17,814	2.47	0	9,588	7,408	2.11	0	11,735	6,887
山梨市	6.84	0	25,892	23,648	2.44	0	9,379	8,350	2.14	0	10,307	8,231
大月市	5.89	0	25,286	17,684	2.41	0	10,609	6,771	2.08	0	11,152	7,092
韮崎市	7.88	0	26,311	18,213	2.76	0	9,014	6,251	2.36	0	10,572	5,436
南アルプス市	6.14	0	24,588	22,449	2.37	0	9,168	7,929	1.88	0	10,107	7,468
北杜市	4.80	0	22,686	21,716	2.03	0	10,593	8,044	1.76	0	11,507	8,527
甲斐市	6.31	0	25,434	18,236	2.41	0	9,723	8,231	2.35	0	10,643	6,539
笛吹市	6.52	0	28,918	20,034	2.31	0	10,071	6,966	1.95	0	10,928	5,569
上野原市	5.99	13.97	25,316	22,811	2.10	5.1	10,161	8,900	1.65	0	8,363	8,656
甲州市	7.15	0	25,619	26,205	2.03	0	9,036	8,762	1.96	0	9,547	5,794
中央市	6.13	0	26,986	19,099	2.24	0	9,840	6,901	1.94	0	11,211	5,198
早川町	5.86	0	23,448	21,516	2.22	0	10,633	7,048	1.60	0	13,378	8,103
身延町	6.31	15.45	23,594	24,113	2.23	6.84	9,063	9,285	2.02	6.81	9,163	8,247
南部町	7.03	0	26,180	22,581	2.65	0	8,710	8,491	2.28	0	9,784	7,782
昭和町	6.21	0	27,858	27,071	1.92	0	11,390	9,869	1.86	0	11,476	8,550
道志村	6.19	0	25,637	21,492	2.42	0	9,727	8,425	1.77	0	13,101	8,864
西桂町	4.81	0	23,309	19,261	2.43	0	9,765	8,131	2.18	0	11,448	7,660
忍野村	7.23	0	26,004	22,857	2.58	0	9,551	7,698	1.95	0	10,219	7,121
山中湖村	7.58	0	26,347	27,259	2.53	0	10,407	8,354	2.14	0	13,672	8,852
鳴沢村	6.42	0	25,128	24,811	2.47	0	10,105	6,427	2.32	0	11,628	5,226
小菅村	6.46	0	18,985	19,843	1.80	0	7,232	7,868	2.96	0	7,329	5,766
丹波山村	7.22	0	19,808	15,258	2.65	0	7,608	5,981	3.06	0	7,444	4,612
富士河口湖町	6.20	0	29,201	20,504	2.51	0	11,842	8,315	2.15	0	14,403	7,453
市川三郷町	5.05	29.3	25,340	25,558	1.93	10.53	9,031	8,909	1.33	10.58	11,829	7,961
富士川町	7.87	0	26,175	25,688	2.23	0	10,120	9,020	2.04	0	9,848	8,647

- ※ 標準保険料率とは、比較・検討の際に参考にするためのもので、被保険者が市町村に保険料を納める際に使用する保険料率とは異なるものです。
- ※ 医療分とは、医療費に充てられる保険料です。
- ※ 後期分とは、後期高齢者の医療費を支援する費用に充てられる保険料です。
- ※ 介護分とは、40歳以上が負担する介護保険料に充てられる保険料です。
- ※ 所得割率とは、所得に対して賦課される保険料率です。
- ※ 資産割率とは、固定資産税に対して賦課される保険料率です。
- ※ 均等割額とは、被保険者数に対して賦課される保険料額です。
- ※ 平等割額とは、世帯に対して賦課される保険料額です。